

都留市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 2 号

都留市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)及び都留市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年都留市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第 3 条 法第 75 条第 1 項の規定により作成し、及び公表すべき帳簿は、個人情報ファイル簿(様式第 1 号)によるものとする。

(開示請求書)

第 4 条 法第 77 条第 1 項の規定による書面の提出は、保有個人情報開示請求書(様式第 2 号)によるものとする。

(開示決定通知書等)

第 5 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第 4 号)

2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)によるものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第 6 条 法第 83 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第 6 号)によるものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第 7 条 法第 84 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第 7 号)によるものとする。

(開示請求に係る事案の移送通知書等)

第 8 条 市長は、法第 85 条第 1 項の規定により他の行政機関の長等へ事案を移送するときは、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書(様式第 8 号)により行うものとする。

2 法第 85 条第 1 項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書(様式第 9 号)によるものとする。

(第三者の保護に関する手続に係る通知)

第 9 条 市長は、法第 86 条第 1 項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与えるときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書(任意的意見聴取)(様式第 10 号)により行うものとする。

2 市長は、法第 86 条第 2 項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与えるときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書(必要的意見聴取)(様式第 11 号)により行うものとする。

3 前 2 項の規定による通知を受けた者は、意見を述べようとするときは、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第 12 号)により行うものとする。

4 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に係る通知書(様式第 13 号)によるものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施等)

第 10 条 法第 82 条第 1 項の規定により開示の決定を受けた者は、保有個人情報が記録されている文書の閲覧又は視聴をしようとするときは、当該文書を丁寧に取り扱い扱わなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該文書の

閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数)

第 11 条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書の写し等を交付するときの交付部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

(写しの交付等に要する費用)

第 12 条 条例第 3 条第 2 項に規定する保有個人情報が記載されている文書の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用

ア 乾式複写機(モノクロ)による写しの作成 別表に定める額

イ ア以外による写しの作成 当該写しを作成するために要する額

(2) 写しの送付に要する費用 当該写しの送付に要する郵便料金の額

(開示実施費用の免除)

第 13 条 条例第 3 条第 3 項の規定による経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求をしようとするものが、生活保護世帯の世帯員であるとき。

(2) 開示された情報が、公共の利益又は学術研究のために用いられることが明らかであるとき。

(3) その他市長が特に認めるとき。

2 前項の規定による開示実施費用の免除を受けようとする者は、保有個人情報開示実施費用免除申請書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

(訂正請求書)

第 14 条 法第 91 条第 1 項の規定による書面の提出は、保有個人情報訂正請求書(様式第 15 号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第 15 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第 16 号)によるものとする。

2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第 17 号)によるものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第 16 条 法第 94 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第 18 号)によるものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第 17 条 法第 95 条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 19 号)によるものとする。

(訂正請求に係る事案の移送通知書等)

第 18 条 市長は、法第 96 条第 1 項の規定により他の行政機関の長等へ事案を移送するときは、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(様式第 20 号)により行うものとする。

2 法第 96 条第 1 項後段の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送通知書(様式第 21 号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知書)

第 19 条 法第 97 条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第 22 号)によるものとする。

(利用停止請求書)

第 20 条 法第 99 条第 1 項の規定による書面の提出は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 23 号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第 21 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 24 号)によるものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第 25 号)によるものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 22 条 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第 26 号)によるものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第 23 条 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第 27 号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第 24 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第 28 号)によるものとする。

(施行状況の公表)

第 25 条 条例第 5 条の規定による施行状況の公表については、市の広報その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(都留市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 都留市個人情報保護条例施行規則(平成 14 年都留市規則第 23 号)は、廃止する。

(都留市生活困窮者自立相談支援事業に係る個人情報に関する管理・取扱規則の一部改正)

3 都留市生活困窮者自立相談支援事業に係る個人情報に関する管理・取扱規則(平成 27 年都留市規則第 15 号)を次のように改正する。

第 7 条中「都留市個人情報保護条例(平成 14 年都留市条例第 1 号)」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表(第 12 条関係)

紙の規格	乾式複写機	
	一般文書用(モノクロ)	図面用(モノクロ)
日本産業規格 A 列 3 番まで	1 枚 20 円	—
日本産業規格 A 列 2 番	—	1 枚 30 円
日本産業規格 A 列 1 番	—	1 枚 40 円
日本産業規格 A 列 0 番	—	1 枚 80 円

備考 1 枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2 枚として計算する。

年 月 日

都留市長 様

郵便番号 _____

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報	(個人情報の名称又は内容の概要を具体的に記入してください。)	
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望)	
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
開示請求者 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
代理人による 請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所	
	法定代理人 資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
	任意代理人 資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

※ のある欄には、該当する内に「レ」を記入してください。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定しましたので通知します。

開示する 保有個人情報	
開示する保有個人情報の 利用目的	
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送)
事務所における 開示の場合	・期間： 年 月 日から 年 月 日まで ※土・日曜日、祝祭日を除く ・時間： ・場所：
写しの交付による 開示の場合	・準備に要する日数： 日 ・写しの交付に要する費用： 円 (内訳：)
開示しない部分の概要 及びその理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 該当
※開示しない理由が なくなる期日	年 月 日
担 当 課	連絡先：
備 考	

〔教示〕

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注) ・この通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。
- ・事務所における保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を必ず持参し提示してください。
 - ・当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
 - ・※印の欄は、当該個人情報の開示が可能となる時期があらかじめ明記できる場合に記入しております。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 該当
※開示しない理由が なくなる期日	年 月 日
担 当 課	連絡先：
備 考	

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注) 印の欄は、当該個人情報の開示が可能となる時期があらかじめ明記できる場合に記入しております。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
延長後の決定期間	日 (開示決定等期限： 年 月 日)
延長する理由	
担当課	連絡先：
備考	

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
法第84条の規定(開示 決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定 等をする期限	(年 月 日までに可能な部分については 開示決定を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開 示決定を行う予定となります。) 年 月 日
担 当 課	連絡先：
備 考	

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり、移送します。

開示請求に係る 保有個人情報		
開示請求者氏名等	請求者氏名	
	請求者住所	
	請求者連絡先	
代理人による 請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所	
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・	
担当課	連絡先：	
備考		

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり、移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

開示請求に係る 保有個人情報		
移送した日	年 月 日	
移送の理由		
移送先の 行政機関の長等	行政機関の長	
	部局課室名	
	担当者名	
	所在地	
	電話番号	
担当課	連絡先：	
備考		

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示に係る意見照会書(任意的意見聴取)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報につきまして、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について、開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき、御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている (あなた、貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	連絡先:
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示に係る意見照会書(必要的意見聴取)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報につきまして、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について、開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき、御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の 適用区分及びその理由	適用区分： <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号
	適用理由：
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている (あなた、貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

年 月 日

都留市長 様

郵便番号 _____

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

保有個人情報開示に係る意見書

年 月 日付で照会のありました保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示に関してのご意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・支障がある部分 <ul style="list-style-type: none">・支障がある具体的理由

※ □のある欄には、該当する□内に「レ」を記入してください。

保有個人情報を開示されることについて支障がある場合は、「支障がある部分」及び「支障がある具体的理由」についても記載してください。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報開示決定に係る通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付で「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報につきましては、下記のとおり開示が決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

開示する 保有個人情報	
開示することと した理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	
備 考	

[教示]

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

都留市長 様

郵便番号 _____
住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
連絡先(電話番号) _____

保有個人情報開示実施費用免除申請書

都留市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年都留市条例第19号)第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示に係る費用の免除を申請します。

開示を請求する 保有個人情報	
免除を求める額	
免除を求める理由	<input type="checkbox"/> 開示請求者が生活保護世帯の世帯員である <input type="checkbox"/> 開示される情報が公共の利益又は学術研究のために用いられる <input type="checkbox"/> その他()
備 考	

※ □のある欄には、該当する□内に「レ」を記入してください。

- 注) 1 「免除を求める理由」が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることとする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は、当該事実を証明する書面を添付してください。
- 2 連絡先(電話番号)は、今後の手続等についてご連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

年 月 日

都留市長 様

郵便番号 _____
 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____
 連絡先(電話番号) _____

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知文書番号：	日付： 年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
訂正請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
代理人による請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所	
	法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
	任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

※ □のある欄には、該当する□内に「レ」を記入してください。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課	連絡先：
備 考	

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報不訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正しない理由	
担 当 課	連絡先：
備 考	

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号(第16条関係)

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
延長後の決定期間	日 (訂正決定等期限: 年 月 日)
延長する理由	
担当課	連絡先:
備考	

様式第19号(第17条関係)

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
法第95条の規定(訂正 決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	連絡先：
備 考	

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり、移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報		
訂正請求者氏名等	請求者氏名	
	請求者住所	
	請求者連絡先	
代理人による 請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所	
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・	
担当課	連絡先：	
備考		

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり、移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報		
移送した日	年 月 日	
移送の理由		
移送先の 行政機関の長等	行政機関の長	
	部局課室名	
	担当者名	
	所在地	
	電話番号	
担当課	連絡先：	
備考		

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報		
訂正請求者氏名等	請求者氏名	
	請求者住所	
	請求者連絡先	
訂正請求の趣旨		
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)	
	(訂正理由)	
担 当 課	連絡先：	
備 考		

年 月 日

都留市長 様

郵便番号 _____
 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____
 連絡先(電話番号) _____

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき 開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
利用停止請求の 趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	
利用停止請求者の 種 別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
利用停止請求者 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
代理人による 請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所	
	法定代理人資格 確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)
	任意代理人資格 確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他(_____)

※ □のある欄には、該当する□内に「レ」を記入してください。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止した年月日	年 月 日
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
担当課	連絡先:
備考	

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止しない理由	
担当課	連絡先：
備考	

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長後の決定期間	日 (利用停止決定等期限： 年 月 日)
延長する理由	
担当課	連絡先：
備考	

年 月 日

様

都留市長

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課	連絡先：
備考	

年 月 日

様

都留市長

印

個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり山梨県東部地域行政不服及び
情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57
号)第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報	
審査請求の対象と なった決定等	・決定等の日付 年 月 日 第 号
	・決定の内容
審査請求	・審査請求日 年 月 日
	・審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日
担当課	
備考	